## 5-15 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設の設置状況

(平成20年3月31日現在)

		(十次20年3月31日初)										<u> </u>
区分	流域	淀川	神崎川 上 流	神崎川 下 流	寝屋川	大阪市 内河川	大和川 上 流	大和川 下 流	泉 州上 流	泉 州	泉 州 臨 海	合 計
大阪府	瀬戸内海法	1	0	4	3	—	8	0	0	3	4	23
	ダイオキシン法	1	11	22	1	_	4	9	0	6	3	57
大阪市	瀬戸内海法	—	—	0	0	2	0	—	—	—	_	2
	ダイオキシン法	_	_	3	3	10	2	_	_	_	_	18
堺市	瀬戸内海法	_	_	_	_	_	0	_	—	1	2	3
	ダイオキシン法	1	_	1	1		3	_		3	5	11
高槻市	瀬戸内海法	—	—	0	—	—	—	—	<u>—</u>	_	_	0
	ダイオキシン法		_	3		_	_	_	_	_	_	3
東大阪市	瀬戸内海法	_	—	_	0	_	_	_	—	_	_	0
	ダイオキシン法	1	_	1	2		-	_				2
小 計	瀬戸内海法	1	0	4	3	2	8	0	0	4	6	28
	ダイオキシン法	1	11	28	6	10	9	9	0	9	8	91
	合 計	2	11	32	9	12	17	9	0	13	14	119

<sup>(</sup>注) 「瀬戸内海法」の欄は、ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準対象施設を設置する工場又は事業場で瀬戸 内海法の許可を要するものの数である。「ダイオキシン法」の欄は瀬戸内海法の許可を要しない工場・事業場の数で ある。